

プロイセン1850年憲法制定における 「教会パトロナート」の問題

山 本 久 雄

(学校教育講座)

(平成15年5月22日受理)

Church Patronage Problems in Prussian Constitution of 1850

Hisao YAMAMOTO

はじめに

ここでは1850年プロイセン憲法の「教会パトロナート」に関する規定の制定経緯について整理し、それに対する国家の基本的スタンスを明らかにしておこう。これは、そうすることで19世紀以降の学校と教会との峻別の事情が一面において明らかとなり、とりわけ宗教との対比における公教育の特質がその一端において明らかとなるからである。

これまでしばしば指摘してきたように「学校保護権」(「学校パトロナート」)は、教会パトロナートの変種あるいはその一部と見なされてきた。これは、民衆を対象とする教育活動が宗教活動の一部あるいはその延長と見なされ、教会施設がいわば教室として使われ、その教育が教会の下級職員によって担われてきたという歴史的背景による。しかるに、プロイセンにおいてはとりわけ19世紀以降、行政機関の設置及び立法において学校(教育)と教会(宗教)は次第に異なる対象として取り扱われ、また、学校の教育課程や教員の資格についての独自の法規が出されるにいたり、少なくとも法規定のレベルでは学校パトロナートは名実ともに陰の薄い存在となった。1850年プロイセン憲法の規定はそうした方向の延長線上にあり、民衆教育の経費が基本的にゲマインデの負担、補充的に国家の負担とすること、その教員は有資格者の中から、所定のゲマインデの関与を経て基本的に国家が任命すること、すべての教育施設が国家官庁の監督に服することなどを規定した。このことは、民衆教育への国家の関与が国家の最高法規の中に明確に位置づけられたことを意味する。国家はこの法的枠組みの中で教育への関与を明確にその基本方針として打ち出したのである。

しかるに、1850年憲法は「教会パトロナート」についていかなる態度をとっているのであろうか。また、その「態度」はいかなる状況によるものだったのであろうか。本稿はその一端を明らかにし、宗教・教会に対する国家の基本的スタンスを明らかにしたい。これは、「学校パ

トロナート」の命運、教育に対する国家の関与のすがたを、いわばネガティブに浮き上がらせる作業の一つとなろう。

1 ALR

「プロイセン一般ラント法」(1794年, ALR)は、プロイセン国家全体を通じた最初の法的枠組みとして制定されるのであるが、そこでは「教会パトロナート」及びその関連事項はいかに規定されていたのであろうか。これは1850年憲法の当該規定のいわば前提として位置づけられるが、同時に、「教会パトロナート」の「実態」を把握する上で有益な内容となっている。「教会パトロナート」については ALR 第2部第11章でおおよそ以下のように規定されている。

先ず、「教会の直接の監督およびその維持 (Erhaltung) と守護 (Vertheidigung) を義務づけられている者」を「教会パトロン」とし(第2部第11章第568条, 以下これを11 - 568のように表記する),「パトロナート権」(Patronatsrecht) は、「一つの教会を建て、またはそれに十分な寄付をした者」(11 - 569),「衰退した、あるいは貧窮した教会を再建し、または新たにそれに寄付した者」(11 - 570) が獲得するとしている。但し、それは「国家の授与によって初めて獲得される」ものであり(11 - 573),「パトロナートが、獲得者およびその相続人のみに帰属しているか、または、ある家門に帰属しているか、また、ある職位または一つのグーツの所有に結びついているかは、それぞれの場合に、その獲得証書に従って決められる」(11 - 578),「疑わしい場合は、教会パトロナートはグーツまたは土地に結びついているとの推測がなされる」(11 - 579),「教会パトロナートは、信奉する宗教の如何にかかわりなく、グーツとともにそれぞれの所有者に移行する」(11 - 581)と規定され、現実には、それは、それが付随しているグーツ・土地あるいは職位を所有することによっても獲得しうることを認め、また、獲得者本人およびその相続人のみに帰属する場合、その家門に帰属する場合と、いろいろあることが伺われる。また、そのパトロナート権をもつということとそれを行使することとは区別されていて、「国家の中で受容され (aufgenommen) または認可された (geduldet), キリスト教的宗教団体に所属していない人物は、教会に対するパトロナート権行使することはできない」(11 - 582)と規定され、この場合、パトロナート権の行使は他人に委ねねばならないことになるのであるが、「パトロナートから生じる負担および給付は、いつも、グーツの収益から支払わねばならない」(11 - 583)とされている。

このパトロナートの担い手に帰属するのは、主として、個別教会の人事権、教会財産の管理権、ある種の栄誉権である。人事権とは、個別教会の聖職者としての Pfarrer および教会の使用人としてのキュスター (Küster) の事実上の決定権である。Pfarrer の場合、形式的には彼らはそれぞれ上位宗務機関の聖職叙任により任命されるのであるが、パトロンは「既に聖職に就いている人物、または志願者として暫定的な試験の後、その州の聖職者の長 (geistlicher Ober) による説教の許可を得ている人物」の中から候補者を選考し(11 - 328),それを教区住民に紹介し、彼らの前で試験説教 (Probepredikt) と問答示教 (Catechisation) をさせ(11 - 329),その後、彼らの意見表明を聞き(11 - 334),それらを経て上位宗務機関に事実上の拘束力をもって提案 Präsentation することとなっているのである(11 - 386)。パトロンは、また、キュスターおよびその他の教会の下級奉職者を任命する権限をもつ(11 - 556)。その際、Pfarrer の勧告を聞かねばならないが、それに拘束される必要はない(11 - 557)。更に、パト

ロンは、教会財産の管理について、その直接の管理者たる教會長老（Kirchenvorsteher, 11 - 619）を任命し（11 - 552, 585），その収支勘定の提出を求めることができ（11 - 585），教會長老の財産管理について特別かつ直接の監督をする（11 - 622）ことになっている。そして、パトロンの栄誉権としては、教会での合唱に際し、優位の位置に自身の椅子をもつこと（11 - 588），家族とともに教会の公的な祈りにおいて特別に考慮される（denken）こと（11 - 589），妻、嫡出の卑属、傍系親族とともに埋葬に際して、地下納骨室に一所を与えること（11 - 590），埋葬が行われない時は教会に属する墓所に無償で優位の場所の割当てを求めうること（11 - 591），自分およびその家族のために教会に記念碑を建立できること（11 - 592）が認められ、更に、パトロンおよびその配偶者の死去に際しては、各地の慣行によって定められた期間、弔鐘が打たれ（11 - 593）、パトロンおよびその家族の死去に際して、従来、彼らのために教会服喪（Kirchentauern）が行われてきたところではそれが踏襲されることになっている（11 - 594）。また、これらの他に、困窮したパトロンは、他にそれを扶養する義務をもった者がいない時、かつ、教会の財産収入が、それを維持していくのに必要な支出を差し引いてなおゆとりがある時に限って、必要な生計費を教会財産から支出するよう要求できることになっている（11 - 595 ~ 597）^{1]}。

これらの多くは既存の秩序を法典化したものであり、従って「現実」を反映したものであるが、同時にこれらは従来の法の多様性を克服し、プロイセン国家の統一的な法規範を形成しようとするものであり、地方法欠缺の際の補充法として位置づけられたものであった。また、こうした諸規定は、その後の改革の法的枠組みとなるものであり、19世紀前半の行政組織の改革の前提となるものであった。1850年憲法の制定をめぐる議論の中で、この ALR の規定がかなり決定的なインパクトを持っていたことは後に触れる。

2 憲法委員会草案（いわゆる *Charte Waldeck*）

（1）教会パトロナートに関する規定

ALR に続き、プロイセンの国家法レベルで「教会パトロナート」に関する規定が具体的に問題となるのは三月革命後のプロイセン国民議会に置かれた憲法委員会においてである。いわゆる政府原案にはそれに関する直接の規定は含まれていなかった。K. G. Rauer によって編まれた同委員会の議事録によると、1848年7月3日の第11回会議において以下の各委員からそれぞれ次のような制定提案が行われた。

「国家及び私人の教会パトロナートは廃止される。それによる財産の諸関係は立法によって規制される。」（Wachsmuth）

「私人及び国家のパトロナートは廃止される。それに付随する権利義務の規制は当該宗教団体に委ねられたままとする。」（Behnsch）

「パトロナートは廃止される。それに付随する諸負担、特に教会堂建築の負担の規制は一つの特別の法律に留保される。」（Hesse）

「国家及び私人の教会パトロナートは廃止されねばならない。廃止については一つの特別の法律がそれを規制する。」（Bloem）

「教会パトロナートは、当該宗教ゲマインデが憲法に則した議決により廃止を要求したな

ら廃止されねばならない。」(Bauerband , Windthorst)

これらのうち，先ず Hesse は自身の提案を撤回した。Behnsch の提案及び Wachsmuth の提案は票決により否決され，Bloem の提案が採用され，そのことにより Bauerband , Windthorst の提案は除かれた。その結果，教会パトロナートに関しては憲法委員会の草案中に以下のような条文が盛り込まれることとなった。また，1848年 8月 9日の国民議会第37回本会議に提出された，その提案理由は以下の通りである。

第20条 国家及び私人の教会パトロナートは廃止されねばならない。廃止については一つの特別の法律がそれを規制する。

Das Kirchen-Patronat sowohl des Staates als der Privaten soll aufgehoben werden.
Die Aufhebung regelt ein besonderes Gesetz.^[2]

【提案理由】

「教会パトロナートは，その概念上，著しく宗教団体の自律性の原則に反し，また，その適用において甚だしい弊害をもたらしている。従って，その制度 (Institut) の廃止の必要性については何らこれ以上の弁明は要しない。しかしながら，パトロンには，通常，かなりの負担が教会堂の建築その他に関して課せられている。この負担はパトロナート権と本質的に結びついているが故に，パトロナート権の廃止はパトロンをその負担から解放することを意味する。これらに関する状況は各所で異なっている。そのため基本的な論議を経たのちでさえその法的な根拠に従って地域によって多様な決定がなされる可能性がある。委員会としてはその権利を将来確かに廃止することのみを明言し，数人の委員が要求したような，現実の廃止はここでは明言しないこととした。委員会の中では，パトロナート権の将来の廃止を，当該ゲマインデがそれを憲法に則した決定によって提案するということとは無関係にするという見解に賛同するものは少なかつた。」^[3]

ここでは，後の欽定憲法及び1850年憲法の当該規定と比較して，教会パトロナート廃止の原則が明確に打ち出されていることが特筆される。なお，草案策定の過程で（7月24日，第26回会議），教育関係条項の論議の中で委員 Baumstark より「学校パトロナートについては教会パトロナートについて定めた第20条が適用される。」との追加提案がなされたが，票決の結果これは否決されている^[4]。

(2) 関連条項

以上の条文はそこに同時に含まれるいくつかの原則（条項）と関連している。宗教団体の自律，身分的特権の廃止，いわゆる土地所有の近代化の原則である。

先ず，憲法委員会案第2章「プロイセン国民の諸権利」には，人身の自由，裁判を受ける権利，罪刑法定，住居の不可侵，移動の自由，出版・言論の自由，検閲の禁止，集会の自由，結社の自由，請願権の保証，書簡の秘密の保証，教授及び教育施設設立の自由，どこで子に教育を受けさせるかの決定の自由等の自由権関連規定が並んでいるが，そこには以下のように信仰宗派の如何により市民権・公民権の享受及びその義務の履行が差別されないこと，宗教団体の

自身の内的事項・財産管理の自由の原則が掲げられている。

第18条 市民的及び公民的諸権利の享受は信仰箇条及び宗教団体への参加に左右されない。また、そのことによって市民的及び公民的義務は免除されてはならない。信仰の自由、公開の宗教的行為は保証される。

第19条 すべての宗教団体は、その内的事項及び財産管理に関しては国家権力から自由であり、独立である。宗教団体がその長上（Obere）と交渉することは妨げられない。その命令の公布は、その他すべての公告（Veröffentlichungen）が服する制限以外には服さない。

この第19条に付されている「提案理由」は以下の通りである。

「ここには宗教団体の、その宗教的内的事項及び財産の管理における国家からの独立性が認められている。この、理論上は正しく、そして結社の自由に適合した原則は、実際においてもますます深刻となりつつある国家と宗教団体との紛争を予防するのに最も適合的である。宗教団体がその長上と交渉する自由については、目下、何の疑惑もない。政府原案が宗教団体の現在の財産について一つの規定を設けているのと同様に、このことは委員会によっても必要なことと考えられた。しかし、その際、カトリックと福音派の各教会についての特別な考慮がなされないままでいた。この問題はこれまで長期間の論議がなされてきたが、そこでは以下のことが話題となった。教会の財産は個々のゲマインデの財産であることについての法的類推がなされるべきか否か、この原則が宗派の変更に関しても類推適用されるべきか否かが話題となった。しかし多数意見により、この種の規定はすべて見送られることとなった。宗教団体がその所有権を確かなものとするために何ら特別な規定を必要としないこと、その所有権の要求がどの程度根拠づけられるかはその都度の判断によること、そのような問題において特別な規定を設けることは、誤解が容易にはびこりうるためにいつも疑惑が生じることから、この規定が生じている。」^[5]

これらの規定は、パトロナート権の内実をなす、個別教会の人事権、財産管理権に直接関わるものであり、それらは教会団体の権限とするものであるが、のちにそのパトロナートの廃止の諸条件を定めるべき国家の立法権とこの教会団体の権限との関係のとらえ方について鋭い対立が顕在化することになる。

次に、いわゆる土地所有の近代化に関する条項が関連するものとして挙げられる。さきのALRの規定からも伺い得るように、元来、教会パトロナートの獲得根拠の一つは、それが付随した土地の所有権の保持または獲得にあった。憲法委員会案の中に、「自由な土地所有」に関する以下のような規定がある。この、土地付随のいくつかの特権が補償なしで廃止される、との原則はパトロナート廃止の原則と内的一体性をもつものである。

第37条 土地所有の自由な処分についての権利は、一般的な立法による制限以外の制限には服さない。土地所有の分割可能性及び土地に付随した負担の償却可能性は保証される。補償なしで廃止されるものは以下の通りである。

- 1) 領主裁判権 , グーツヘルとしての警察権 , 官憲的権利 , ある種の土地に付随した高権と特権。以前のそれらの権利者に義務づけられていた負担と給付が廃止されたなら。
- 2) こうした権限 , 庇護権 , 以前の世襲隸民制 , 以前の税制・営業制に由来する諸義務 土地の相続に際しては , 完全な所有権の譲渡のみが許される。ただしこにおいても一定の償却可能な利子は留保される。

また , 以下の , 法の下の平等の原則も , パトロナートが身分的特権の一部をなしていた実態 からすれば , パトロナート廃止の背景の一つである。

第4条 すべてのプロイセン国民は方のもとに平等である。身分的特権は行われない。公的職務はすべてのそれについての資質能力を持つ者に等しく開かれる。

教会パトロナートの問題が , こうした教会団体の自律 , 自由な土地所有 , 法の下の平等といった原則と内的な関連をもつことは , 以下の欽定憲法 , 1850年憲法においても同様である。

3 欽定憲法

教会パトロナートに関する欽定憲法の規定は以下の第14条に置かれている。

第14条 教会パトロナート及びそれが廃止される条件については一つの特別の法律が発せられる。

§ 14 Über das Kirchen-Patronat und die Bedingungen, unter welchen dasselbe aufzuheben, wird ein besonderes Gesetz ergehen.

欽定憲法自体は , 形式は「欽定」(oktroyiert) でありながら , 序文で明言されているように , 「選ばれた国民の代表によって行われた包括的な準備を可能な限り考慮して」(in möglichster Berücksichtigung der von den gewählten Vertretern des Volkes ausgegangenen umfassenden Vorarbeiten) 制定されたものであり , 従って , そこにはそれまでの「準備」 , 即ち , 議会内での憲法制定作業の結果が数多く反映されている。この条文においては , 前掲の憲法委員会案に比べると , パトロナート廃止の方向は不明確となり , パトロナートの具体的あり方はについてはその後の論議に委ねたようになっている。このことは , その「準備」作業中に明らかとなる , パトロナートを巡る多様な状況 , そこから生じる , 一定の原則 , 方向性を定めることの現実的な困難に配慮・対応したものであろう。なお , 欽定憲法には国家に帰属するパトロナート権の廃止に関連する以下のような規定がある。

第15条 教会の職への任命について , 国家に帰属する提案 , 選考または認証の権利は廃止される。

§ 15 Das, dem Staate zustehende Vorschlags-, Wahls- oder Bestätigungs-Recht bei Besetzung kirchlicher Stellen ist aufgehoben.

4 第一院での審議

第一院の本会議では1849年10月5日の第51回会議で教会パトロナートに関する条文の審議及び決定が行われている。そこでは先ず、議員 von Itzenplitz が、本会議に提出する憲法修正案について検討した中央委員会 (Central-Ausschuß) での論議の状況について報告し、その修正案を提案している^[6]。

(1) 中央委員会の提案

von Itzenplitz によると、同委員会においては、以下のような多様な意見が出された。曰く、欽定憲法の教会パトロナートに関する条文は、その廃止の方向を十分に示しているとはいえない。いや、そこでその廃止は明確に約束されている。政府自身も、パトロナートそのものが廃止されるべきか否か、廃止されるとしたらどの範囲においてかの態度を決めかねている。パトロナートが廃止されるべきだとしても、それは、教会や牧師職の維持のための負担、義務と結びついていないものに限定されるべきだ。教会パトロナートを巡る具体的な状況は地方により宗派により非常に多様であり、通常、それは礼拝 (Kultus) の存続維持のために不可欠の負担、給付の義務と結びついている。それは政治的ゲマインデ、教会ゲマインデによって喜んで引き受けられるものではない。引き受けてもらうことが不可能な場合すらありうる。パトロナートの廃止、変形は教会団体の自律性に関係し、本質的にその内部事情に介入するものである。それ故、国家のみでは、あるいは、教会団体の関与なしではパトロナートを廃止することはできない。国家がもつ権能は、教会の提案を待ち、せいぜい立法によって間接的に廃止、変形を申し出ることに限定される。パトロナートは、大部分、多くの義務、負担と結びついているグーツヘルシャフト、領主裁判権 (Gerichtsherrschaft) の付属物である。従って、それらが廃止されれば、その義務も存続し得ないこととなる。国家がそれらの権利を奪い、それに伴っていた義務をグーツヘルに残したままにし、またはゲマインデに転嫁することは正しくない、等々。

ここには、この期の教会パトロナートをめぐる問題状況がすべて出そろっている。この中で、中央委員会では教会パトロナートの廃止の必要性についての懸念が支配的となり、結局、以下のような修正提案が行われた。これは、パトロナートの廃止について言及してはいるものの、以上の状況をふまえ、パトロナートの具体的あり方、その廃止に関わる諸条件については何ら具体的な原則・方向を示さず、すべて以後の立法に委ねるようとするものである。

教会パトロナート及びそれが廃止されうる条件については一つの特別の法律が発せられる。

Über das Kirchen-Patronat und die Bedingungen, unter welchen dasselbe aufgehoben werden kann, wird ein besonderes Gesetz ergehen.

本会議におけるそれ以後の論議は、パトロナートに関わる多様な論点のどれに関連し、どのような立場に立つかによって多様な広がりを見せる。本会議では、先ず議員 Stahl ら 9 名の連名による以下の修正動議がされている。

(2) Stahl らの修正動議

教会パトロナート及び憲法の規定により当該教会の機関の決定により、あるいは認可を得てそれが廃止されうる条件については一つの特別の法律が発せられる。

Über das Kirchen-Patronat und die Bedingungen, unter welchen dasselbe durch Beschuß oder mit Genehmigung der verfassungsmäßigen Organe der betreffenden Kirchen aufgehoben werden kann, wird ein besonderes Gesetz ergehen.

これはその提案理由が述べているように、「国家には、パトロナートもその一つである教会の構成秩序（Institute）を、教会の意思と無関係に廃止する権限はない」との立場から、国家法によるその廃止には事前に教会の決定ないし認可が必要とするものである。いわば、宗教団体の自律性を尊重する立場から、その廃止の要件として事前の教会の決定・認可を挙げるものである。Stahl はこの後の論議の中でもその主張をする。

(3) 議論と決定

先ず、議員 Nitzsch は、中央委員会提案はパトロナートの廃止に言及し、たとえ明確ではないにしろ将来のその廃止を約束をしているとし、その提案を支持する立場からおおよそ以下のように述べた。曰く、パトロナートには多様な状況が存在するが、それを巡る弊害（Übelstände）も多く見られる。そもそも自らがパトロナートを持つ教会や教会ゲマインデに對して好意を持たないパトロンがいること、ユダヤ教徒がパトロナートの付隨する土地の所有権を持ち、他宗派の教会及び教会ゲマインデと疎遠な関係にあり、その義務を尽くさない場合が見られること、パトロンと教会ゲマインデとの信仰が異なり、パトロナートを構成する権利と義務が乖離し、それが当惑、対立、混乱を生み出している場合があること等がそれである。一方、憲法により、教会の独立が保証された。現実の福音派教会についてもそれは適用されるものであり、早急に教会の聖職者と信徒からなるゲマインデの機関を作る必要があるが、パトロナートの存続はその阻害要因である。ここに、基本的にパトロナートの廃止を約束することを正当化する根拠がある。ただし、現状においてはパトロナートに結びついている権限と義務を即座に廃止することは大きな弊害をもたらす。大多数のパトロナートは、政治的にはグーツヘルシャフトを巡る状況の一部をなし、その廃止問題はグーツヘルシャフトの廃止問題と結びついている。グーツヘルシャフトの廃止とともに、それを構成するいくつかの権利と義務が廃止され、とりわけ教会、ゲマインデに対する負担、給付の義務がなくなったとき、現実には多くの教区で困難と混乱が生じる。従って、墮落し、協調性の乏しい（unverträglich）ものは論外としても、一般的にパトロナートを廃止する条件についてはこの議会で自由に論議していく必要がある。先刻 Stahl 議員らから出された修正案については、「教会機関の決定」という表現が、個々の教会、ゲマインデにのみ一面的な廃止の権限を与えていた印象を与えていくように思われ、反対である。

次に、議員 Stahl が発言した。Stahl はこの問題についての教会の権限、裁量を重視する立場からおおよそ以下を主張した。曰く、欽定憲法の当該条文はあたかもすべての場所でパトロナートが無条件に廃止されねばならないとの憶測を生じさせる点で不適切である。国家がその絶対権力によりパトロナートを廃止しようとすることは教会の自律への侵害であり、それは実行不能（unthunlich）である。中央委員会の提案はこの弊害が生じる可能性を明確に排除して

いない。むろん、教会は国家の意思と無関係にパトロナートを廃止する権限をもたない。しかし、パトロナートは教会の構成秩序に関わるものであり、国家もこの種の教会の最も内奥に根ざした構成秩序を教会の同意なしで、またはその意に反して廃止する権限はもたない。Justinus 帝治下以降、新たに教会をつくる者にはその教会の人事についての提案権が教会より与えられてきた。それがパトロナートの起源であり、それは教会の設立を促進する手段であった。この制度の目的とは無関係に国家に将来それを否定する権限が与えられるとすれば、それは新しい教会の設立を促進する手段を国家が奪うことになるのである。また、中央委員会案にはもう一つの懸念がある。「廃止されうる」という表現は、それが個々のパトロナートとゲマインデとの間で自由意思で決定することのできる(fakultativ)問題であるとの誤解を容易に生じさせるものである。もしそのようなことになつたら、事態はよりやっかいなものとなろう。前の論者(Nitzsch)の、この問題が個々のゲマインデに委ねられるように解釈される、という懸念は、従って、根拠のないものである。

続いて、議員 Ritter がカトリック教会の立場から、とりわけパトロンと教会、ゲマインデとの宗派が異なる場合について発言した。曰く、パトロナートは変則(Anomalie)であることが多い。福音派の信仰をもつパトロンがカトリックの司教にその聖職者を提案し、また、その逆もある。しかし、この点において、今日に至るまで何ら本質的な問題は生じてこなかつた。一般的に、少なくとも Schlesien においては、しばしばカトリックの信仰をもつパトロンが福音派教会に立派な(würdig)聖職者を任命することに努力し、この点に関し少なくとも責めを負うことはなかった。他方、多くの福音派のパトロンも立派な人物をカトリック教会のために見出そうとした。従って、パトロンがパトロナートの保持を望むなら、こうした変則的事態においてさえ問題は生じない。私は、どのような条件下でパトロナートが廃止されうるかについては政府が一般的な規程を定め、それを廃止するか否かはパトロンの意思に委ねればよいと思う。

次の、議員 von Gerlach の発言は、Stahl のそれと同様、教会の自律性を重視する立場から、パトロナートへの国家の関与を否定しようとするものである。曰く、中央委員会の報告の中で言及された、教会パトロナートと国家との関係に関する見解、すなわち、教会パトロナートの廃止または変形は教会団体の自律に關係することであり、国家によるその廃止・変形は教会の内的諸関係への侵害である、国家は一方的にまたは教会団体の関与なしにそれを廃止する権限はもたない、国家は教会からの提案を待ち、それから立法によって間接的に廃止・変形に関わりうるのみ、とする見解を支持する。教会パトロナートのあり方は教会の内的事項に属するものであり、最も傷つきやすい(zart)性質のものである。パトロナートの諸関係、その廃止などは教会自身に委ねられねばならない。従って、さきの Stahl らの修正提案を支持する。パトロナートについては、元来、憲法条文中にその廃止を規定できるものではない。

この後、この問題の主管大臣、即ち、文相 von Ladenberg がおおよそ以下のような発言をした。曰く、政府が必要と考えていることは、憲法中には教会パトロナートの具体的あり方に關する明確な規定を設けず、それを特別の法律に留保するということである。最初に湧いてくるだろう疑問は、そもそもなぜ憲法典中に、教会の自律性からして教会に委ねられるを正当とされる事柄が論じられるのか、ということであろう。パトロナートは、これまで、また、とりわけ現在の如き激動の状況において活発に論議してきた。また、嘆かわしいことに、一部のゲマインデの中にパトロナートがすでに廃止された、あるいはパトロナートの廃止を明言した

憲法が直ちに実施されるとする見解が流布している。現在必要なことは、多様な利害の調整をはかり、少なくともそこに安定をもたらすことである。中央委員会の提案はこうした誤解を払拭するのに必要であり、調整と安定化は国家の立法によってのみ行われうる。また、私は Stahl らの修正提案には反対である。それがよって立つ原則を決して認める訳にはいかない。ALR 第 2 部11章573条に明確に規定されているように、教会パトロナートは国家の授与によつて初めて獲得されるものであり、教会の機関が、国家の決定に先立つてそのあり方を決定することは許されない。

要するに、この文相の発言は、憲法中にはそのあり方についての具体的原則・方向は掲げない、しかし、そのこと自体は巷間流布している誤解を解き、不安・混乱を鎮めるために必要である。その具体的あり方はこれからの立法により國家の手によって決定されるべきである、ということである。また、Stahl らが主張する事前の教会機関の決定という要件については、ALR の規程を援用しつつ、パトロナートが基本的に国家により授与されるものであるとし、違法とするものである。

その後、本会議で投票が行われた。そこでは先ず Stahl らの修正提案が否決され、次いで中央委員会提案が可決された。

5 まとめ

以上で明らかのように、革命初期の国民議会憲法委員会案は、教会パトロナートの廃止の原則を明確に掲げ、その条件の詳細を立法に委ねるものであった。これは宗教団体の自律、自由な所有権、土地に付随する特権の廃止、法の下の平等といった原則と密接な関連のもとにあるものであった。一方、欽定憲法の条文においては、そのあり方についての原則、方向性は不明確である。1850年憲法においてもそれはほぼそのまま踏襲されている。憲法自身は、それが未確定だということ以外は何も示さず、その具体的あり方はその後の立法に委ねることとしている。これは、多様な「現実」に直面し、一定の原則・方針を示すことを避けたかのような印象を与える。特に、多様な宗派、教区、設立の由来が関係する教会の維持のための経済的負担のあり方を国家が一律に定めることの事実上の困難さがここにはあるように思われる。先ず指摘せねばならないことは、憲法の「後退」がこうした現実の多様さ、そこに一つの原則を適用し、律することの困難さに現実的政治的に対応したものである。

ただし、そこにはより本質的な背景がある。元来、プロイセン国家は、宗教については「寛容」、「同権」の原則を掲げ、その直接のあり方についてはある種の距離をとってきた。また、前世紀より提起され、19世紀に入って具体的な憲法の規定レベルでも無視し得ない潮流となっていた基本的人権、自由権の主張は、国家権力が直接宗教のあり方に容喙することを次第に困難としつつあった。ここに、個別教会の聖職者の人事問題、個別教会の存立維持のための経済的負担のあり方、個別教会の運営、その財産の管理のあり方、すなわちパトロナートの内実について国家法が直接規定することの困難さの背景を求めることができる。ひるがえって、教育に対しては国家は次第に積極的な関心を示し、1850年憲法においてもいくつかの原則が直接そこに盛り込まれることとなった。民衆学校の教員が国家によって任命されること、民衆教育の経済的負担を原則としてゲマインデの負担としたこと、民衆教育が国家官庁の監督に服すること

と等ががそれである。また、それまでに地方法、行政命令で教育内容、教員の服務規律等が定められていた。これは国家が教育に関心を示し、そのあり方を直接規制しようとするとの表れである。国家運営の基本方針を定める憲法において、教会パトロナートの条項を掲げながら、実質的にはそこに何も規定されていないということは、問題への現実的対応であると捉えることができると同時に、以上のような大きな歴史的潮流の中に位置づけることも可能である。

【注】

- [1] プロイセン一般ラント法については、テキストとして Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794. Textausgabe mit einer Einführung von Hans Hattenhauer, Frankfurt a. M., 1970. を用いた。
- [2] Protokolle der von der Versammlung zur Vereinbarung der Preußischen Staats-Verfassung ernannten Verfassungs-kommission. Gesammelt und für den Handgebrauch zusammengestellt von K. G. Rauer, Berlin 1849. S. 34
- [3] Rauer, 同上 S. 124。また、Verhandlungen der Versammlung zur Vereinbarung der Preußischen Staats-Verfassung, Bd. 1, 1849, Neudruck ; Mit Einführung neu herausgegeben von Werner Schubert, Topos Verlag, 1986, S. 686
- [4] Rauer, 同上 S.105
- [5] 同上 Verhandlungen, S. 686
- [6] Stenographische Berichte über die Verhandlungen der durch das Allerhöchste Patent vom 5. Dezember 1848 einberufenen Kammern. Erste Kammer. Bd. 3, 1849. S. 1019 - 1022がその論議の速記録である。